

津田塾大学奨学金

返還のてびき

Web 掲載版

津田塾大学 学生生活課

目次

確実な返還のために	1
返還金の請求と返還方法	2
返還が困難になった場合の返還猶予	3
返還免除	3

<各種届出用紙>

津田塾大学奨学金返還猶予願	5
転居・改氏名(転籍)届	6
連帯保証人・保証人変更届	7
津田塾大学奨学金返還免除願	8

〒187-8577

東京都小平市津田町2-1-1

津田塾大学 学生生活課

TEL 042-342-5132 FAX 042-342-5112

事務取扱時間:8:30~11:15、12:15~16:30 (土日・祝日を除く)

確実な返還のために

皆さんから返還された奨学金は、後輩に貸与する奨学金の資金になります。

1. 期限を守って約束どおりに返還してください。

- ・ 毎年12月20日、指定の預金口座からの自動引落しによる返還となります。
(金融機関休業日の場合、翌営業日。)

2. 預金口座の残高を必ずチェックしてください。

- ・ 残高不足により返還できなかったということがないように注意してください。
〔手数料が別途162円かかります(税込)〕
- ・ 預金口座に返還額(+¥162)が入金されていないと引落しが不可能となり、滞納することになります。

3. 金融機関変更の際は必ず届け出をしてください。

- ・ 初めに届出た口座を解約して新しい口座を開いた場合や、引落口座の変更を希望する場合は、直ちに学生生活課へ知らせてください。
再度《預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書》の提出が必要になります。

4. 住所を明確にしてください。

- ・ 本人・連帯保証人(保証人)共に転居したらすぐ、《転居・改氏名(転籍)届》(様式は巻末)を出してください。
- ・ 住所変更や改氏名に伴って預金口座を変更する場合も、早めに学生生活課に知らせてください。

5. 返還が困難になったら早めに手続をしてください。

- ・ 正当な理由があって返還が困難なときは、《返還猶予願》(様式は巻末)を速やかに提出してください。

6. 奨学生番号(学籍番号)を覚えておいてください。

- ・ 本学の事務はすべて奨学生番号で整理されています。
奨学生番号は、在学中に貸与を受けた時の学籍番号です。本学への連絡や《願・届》を提出する際には必ず記入してください。

返還金の請求と返還方法

1. 自動引落口座の登録方法

指定の《預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書》に必要事項を記入し、学生生活課に提出してください。

2. 自動引落の期日

年1回、12月20日に届け出のあった預金口座から返還年賦額を引落します。上記期日までに残高を確認し、返還年賦額(+¥162)を充足できる金額を入金しておいてください。引落しの際の手数料(162円)は、本人負担となりますのでご了承ください。金融機関が休業日の場合は、翌営業日の引落しとなります。

3. 引落額の変更

繰上げ返還など引落金額の変更を希望する場合は、3カ月前までに学生生活課に申し出てください。

4. 返還督促

返還が滞った(滞納した)場合には、下記の要領で督促します。

- ① 本人宛に電話連絡または、督促状を送付します。
 - ② 電話または督促状で通知した期日までに返還が無い場合、借用証書記載の連帯保証人に通知・督促します。
 - ③ 連帯保証人からの返還も無い場合、借用証書記載の保証人に通知・督促します。
- *滞納者には、本学職員が自宅や勤務先へ返還指導のため訪問することがあります。
*著しく返還を怠り、督促に応じない場合は、厳しい法的措置を執ることになります。

5. 返還の完了

返還が完了した場合、完了通知書を送付するとともに、借用証書をお返しします。

6. 返還の猶予

滞納してしまっただけからの返還猶予は認められません。やむを得ない事情で返還が困難になった時は、返還年賦額の自動引落の前に証明書類添付のうえ《返還猶予願》を学生生活課へ提出してください。

返還猶予が認められる理由については、次の『返還が困難になった場合の返還猶予』に挙げた項目を参照してください。

※この願出は原則として1年ごとに提出が必要です。

7. 各種願・届出について

下記の項目に該当する場合は届出が必要です。届出の様式は巻末にありますので、コピーして使ってください。また証明書類を必ず添付してください。

- ① 返還が困難になった時 → 津田塾大学奨学金 返還猶予願
- ② 住所・氏名を変更した時 → 津田塾大学奨学金 転居・改氏名(転籍)届
- ③ 結婚等で籍を変更した時 → 津田塾大学奨学金 転居・改氏名(転籍)届
- ④ 連帯保証人・保証人を変更した時 → 津田塾大学奨学金 連帯保証人・保証人変更届
- ⑤ 連帯保証人・保証人の住所を変更した時 → 津田塾大学奨学金 転居・改氏名(転籍)届

返還が困難になった場合の返還猶予

返還猶予の願出は、事由ごとに『津田塾大学奨学金返還猶予願』に下記の証明書を添付して提出してください。(本学の大学院に進学した場合は、返還猶予願のみを提出してください。)

願出の事由	証明書	証明書発行者	返還猶予期間
大学・大学院へ進学	在学証明書	在学学校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限を満たすまで (修業年限を超えた場合は、1年ごとに願出すること) ・ 申し出のあった年度 ・ 1年ごとに願出すること ・ 通算して3年を限度とする
災害	罹災証明書	市区町村長 消防署長	
傷病	診断書	医師	
生活保護の受給	生活保護受給証明書等	民生委員 福祉事務所長	
海外への留学、研究	その事実を明らかにする証明書(日本語訳を添付すること)	在学学校長又は 機関の長	
入学(受験)準備中		指導教官	
失業中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険受給者証の写または離職証明書 ・ 非課税証明書 	職業安定所長 市区町村長	
その他やむを得ない事由	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者	

返還免除

下記の場合、返還が免除されることがあります。

- ① 奨学生本人が死亡した場合
- ② 奨学生本人が精神もしくは身体の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となった場合。
- ③ 津田塾大学大学院後期博士課程奨学金の場合、博士の学位(論文博士を含む。)を授与された者。(その時点での貸与残額を免除する。)

①～③の項目に該当し返還の免除を希望する場合は、巻末の『津田塾大学奨学金返還免除願』の様式を使用し、該当することを明らかにする証明書類を添付して願出してください。

各種願/届出用紙

◎津田塾大学奨学金返還猶予願

返還が困難になった時は直ちに提出してください。

困難な事由を証明する書類を添付してください。

◎津田塾大学奨学金 転居・改氏名（転籍）届

◆奨学生本人の転居・改氏名・転籍

◆連帯保証人の転居・改氏名

◆保証人の転居・改氏名

届出は、1人について1枚の用紙で作成してください。

◎津田塾大学奨学金 連帯保証人・保証人変更届

◆連帯保証人を変更

◆保証人を変更

届出は、1人について1枚の用紙で作成してください。

実印で捺印し、印鑑証明書を添付してください。

◎津田塾大学奨学金返還免除願

免除申請を希望する方は、3ページおよび各奨学金の規定を参照してください。

津田塾大学奨学金返還猶予願

年 月 日

津田塾大学長 殿

奨学生 番号		卒退年月	学部・院 (いずれかに○) 年 月
フリガナ 氏 名	印	旧 姓	
住 所	〒 (TEL)		

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたく、本書面をもって届出ます。

奨学金種類	
希望の返還 猶予期間	年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日まで (原則的に年度単位)
事由 (具体的に 記入のこと)	
添付証明書	[例：〇〇大学在学証明書／△△病院診断書]

- 注意：(1) 本学の大学院に進学した場合は、添付する証明書は不要です。
 (2) この願出はその事由が続いている期間は1年ごとに提出してください。3年を
 限度とします。ただし、大学・大学院進学の場合は最短修業年限を満たすまでは
 1回の届出でかまいません。修業年限を超えた場合は1年ごとの提出が必要です。
 (3) 添付する証明書を上の欄に明記し、証明書原本と併せて提出してください。

提出先：〒187-8577 東京都小平市津田町2-1-1 津田塾大学 学生生活課

津田塾大学奨学金 転居・改氏名（転籍）届

年 月 日

津田塾大学長 殿

奨学生 番号		卒退年月	学部・院 (いずれかに○) 年 月
フリガナ 氏 名		旧姓	

フリガナ 連帯保証人		※続柄
フリガナ 保 証 人		※続柄

※連帯保証人、保証人の『転居・改氏名』の場合も、必ず奨学生番号と奨学生氏名を記入してください。

奨学生本人・連帯保証人・保証人について（○で囲んでください。）変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

フリガナ 新氏名		※続柄
新住所	〒	(TEL)
旧住所	〒	
新勤務先名		(TEL)

新 本 籍	
戸籍筆頭 者氏名	年 月 日生

注意：連帯保証人及び保証人の場合は本籍欄の記入は必要ありません。この届出用紙は変更のあった人ごとに作成し、複数の人の届出を1枚にまとめないでください。

提出先：〒187-8577 東京都小平市津田町2-1-1 津田塾大学 学生生活課

津田塾大学奨学金 連帯保証人・保証人 変更届

年 月 日

津田塾大学長 殿

奨学生番号		卒退年月	学部・院 (いずれかに○) 年 月
フリガナ 氏 名	印	旧 姓	
住 所	〒 (TEL)		
旧連帯保証人 (保証人)氏名			
変更の事由			

上記奨学生の奨学金返還について、連帯して責任を負うことを承認いたしましたので、本書面をもって届け出ます。

新連帯保証人 (保証人) 自筆氏名	※印鑑証明書添付 実印		
生年月日	年 月 日	種別 (いずれかに○)	連帯保証人・保証人
本人との 続柄・関係			
住 所	〒 (TEL)		

注意：新連帯保証人(保証人)氏名欄は連帯保証人(保証人)本人の自筆記入でお願いします。
この欄の印章は実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

提出先：〒187-8577 東京都小平市津田町 2-1-1 津田塾大学 学生生活課

津田塾大学奨学金返還免除願

年 月 日

津田塾大学長 殿

フリガナ 奨学生氏名		卒退年月	学部・院(いずれかに○) 年 月
申請者氏名	印		
申請者との 続柄・関係			
住 所	〒 (TEL)		
連帯保証人 氏 名	印		
連帯保証人 住 所	〒 (TEL)		

下記のとおり奨学金返還を免除していただきたく、別紙証明書を添えて願います。

フリガナ 奨学生氏名		奨学生 番号	
免除を希望する 金額(①、②のい ずれかに○)	①返還未済金額の全額 ②返還未済金額のうち 円		
免除願出の事由		

- 添付書類：(1) 相続人、法定後見人の証明及び事由の証明書。
 (2) 博士の学位(論文博士を含む)を授与されたことを証明するもの→『学位記』
 の写し ※学位取得時点での貸与残額について免除申請ができます。

提出先：〒187-8577 東京都小平市津田町2-1-1 津田塾大学 学生生活課